

凍結防止剤移動（搬入）作業手順

・凍結防止剤を薬剤庫へクレーン付トラックを使用して搬入移動する作業

改定日 2021.4.14

準備工

凍結防止剤積み込み

凍結防止剤積み搬入

後片付け

内 容	留 意 事 項
・編成表の確認 ・作業打ち合わせ（KY活動）各基地に体制と予報の確認 ・体温測定 ・アルコールチェックを全員に実施 ・作業分担・配置の決定（クレーン操作者を玉掛け作業の責任者とする） ・作業前の打合せを行う ・資格の確認 ・使用機械・工具の点検（トンバック及び天井クレーン） ・作業現場の確認を行う ・使用車両の準備 ・保護具及び服装の確認 ・はい作業主任者の配置 ・凍結防止剤をクレーン付トラックで荷台へ積み込み薬剤庫へ運ぶ	・編成表の作成時に無資格者が偏らないような編成であるか確認を行う。 ・リスクアセスメントによる危険予知訓練の実施 ・各自体調管理を行う ・合図の確認を行う（緊急時に作業を停止させる合図を含む） ・資格者一覧表及びヘルメットのシールと資格証で資格の有無を確認する 安全日誌に確認結果を記録する。 ・無資格者は作業を行ってはならない。 ・有資格者による作業前点検（フック及び走行車輪、ワイヤーの損傷の有無の確認を行う） 安全日誌に点検結果を記録する ・点検を行い異常が認められた場合は専門修理業者を手配し、修理が完了してから操作をおこなう ・保管されているトンバック及び吊りかけ紐に損傷が無いか確認する ・運行前点検 各装備のチェック搭載備品の有無確認（積み荷の飛散対策） ・保護具の損傷の有無及び作業服の確認を行う ・吊り具の点検（使用期限・ほつれ具合・耐荷重の確認を実施する）
・在庫の車両を移動させる（薬剤庫に雪氷車両がある場合） ・天井クレーンにて凍結防止剤をトラックから吊り込み薬剤庫に降ろす	・クレーン付トラックのアウトリガー最大張り出しの確認 ・クレーン等の作業半径内には十分注意し有資格者による作業を行う。 ・クレーン設置には敷板を使用する ・建物内でのクレーン作業は十分注意して作業する。 ・トラックに過積載にならないように積む
	・車両をバックさせる場合は必ず誘導を行う ・有資格者による作業の実施（天井クレーン・玉掛け） ・クレーンの操作は全体の見える位置で操作をおこなう ・トンバックは必ず1tずつ吊り積込む ・玉掛け者はフックへ吊り荷を掛けた後、クレーン操作者から見える位置へ離れた後、クレーン操作者へ動作と警笛で合図を行う ・玉掛け者は玉掛けの方法が不適切な場合や不安全な状態を認知した場合は作業を中断し、改善を行う ・クレーン操作者の地切りは30センチ以内の高さで一旦停止し、吊荷の振れの確認を行い振れるようであればフック位置の修正を行う ・操作者は玉掛け者が吊荷から離れたことを確認してからクレーン操作を行う ・クレーン操作者は進行方向の前方や荷振れ方向に人がいないことを確認し操作を行う ・頭上を運搬しないこと（吊り荷の下に入らない） ・吊り荷移動中はクレーンの操作者は常に吊り荷の監視を行う ・玉掛け者は吊り荷下に第三者が立ち入らないように監視をおこない、立ち入った場合は直ぐにクレーン操作を中断させること ・はい作業の積み上げの規定の厳守
・終礼の実施 ・使用機材等の片づけをする	・リスクアセスメントによる危険予知訓練により実施 ・機材等の損傷等の確認をし翌日の作業に支障の無い様にする ・現場の整理整頓及び足元の確認

注意事項

- ・有資格者の確認及び資格証の携帯
- クレーンの運転の業務特別教育
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- 玉掛け技能講習
- はい作業主任者技能講習
- ・保護具の完全着用
- ・1人作業の禁止

作業編成(標準)	員数	資機材
責任者	1名	
作業員	4名～6名	

安全器具・保護具確認

- ヘルメット・反射（自発光）チョッキ
- 警笛・安全帯